

一、規約

第一條 本組合は田川聯合労働組合と稱し本組合の政策進行を以て目的とする。

第二條 総合事務所及本部を田川郡の中央に置く準備期間中は岡郡川崎村森本勇方に依りに事務所本部を置く。

第三條 本組合は一般産業に從事する労働階級を以て組織する。

第四條 本組合は労働者農民小商人及一般民を以て三十名以上の組合員を獲得する場合は執行委員會の承認を経て支部を組織することを得る。

第五條 本組合は黨派一切常に加盟せず支持を受けざることと但加盟する場合は擴大執行委員會の決議を要す。

第六條 本組合に左の機關を置く。

一、大會

二、執行委員會

第七條 本組合は高橋町にして大會代議員並に本部役員文書並にて構成す。

第八條 大會を開催する場合は一應最高幹部会を以て討論し之を執行委員會にかけ執行委員會にて多数賛成の場合は大會召集を組合長及び副住を以て之を任す。

第九條 大會代議員は各支部に依り選出す。

但し組合員五十名に三名とす三十名以上五十名に達する時は一名を増す五十名以上三十名毎に計し一名を増すことを得。

第十條 執行委員會は大會に至る迄の決議機關にして執行委員會長及本部役員を以て構成し大會に對し責務